

報酬等基準

事件等	報酬の種類	弁護士報酬の額	備考
【民事事件】			
1 訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く）・非訟事件・家事審判事件・行政事件・仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 経済的利益の 8% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 5%+9 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 3%+69 万円 3 億円を超える場合 2%+369 万円 ※着手金の最低額は 10 万円	
	報酬金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 経済的利益の 16% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 10%+18 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 6%+138 万円 3 億円を超える場合 4%+738 万円	
2 調停事件及び示談交渉事件	着手金及び報酬金	1 に準ずる。ただし、それぞれの額を 3 分の 2 に減額することができる。 ※示談交渉から調停，示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は，1 又は 5 の額の 2 分の 1 ※着手金の最低額は 10 万円	
3 契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 経済的利益の 2% 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1%+3 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.5%+18 万円 3 億円を超える場合 0.3%+78 万円 ※着手金の最低額は 10 万円	

8 借地非訟事件	着手金	借地権の額が 5000 万円以下の場合 20 万円から 50 万円の範囲内の額 借地権の額が 5000 万円を超える場合 上記の『標準となる額』に 5000 万円を超える部分の 0.5%を加算した額	
	報酬金	申立人の場合	
		申立の認容 借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、1 による。 相手方の介入認容 財産上の給付額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、1 による。	
		相手方の場合 申立の却下又は介入権の認容 借地権の額の 2 分の 1 を経済的利益の額として、1 による。 賃料の増額の認容 賃料増額分の 7 年分を経済的利益の額として、1 による。 財産上の給付の容認 財産上の給付額を経済的利益の額として、1 による。	
9 保全命令申立事件等	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。		
	着手金	1 の着手金の額の 2 分の 1。 審尋又は口頭弁論を経たときは、1 の着手金の額の 3 分の 2。 ※着手金の最低額は 10 万円	
	報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1 の報酬金の額の 4 分の 1 審尋又は口頭弁論を経たとき 1 の報酬金の額の 3 分の 1 本案の目的を達したとき 1 の報酬金に準じて受けることができる。	
10 民事執行事件	※本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けることができる。 この場合の着手金は、1 の 3 分の 1 ※着手金の最低額は 5 万円		

民事執行事件																	
着手金	1の着手金の額の2分の1																
報酬金	1の報酬金の額の4分の1																
執行停止事件																	
着手金	1の着手金の額の2分の1																
報酬金	事件が重大又は複雑なとき 1の報酬金の額の4分の1																
報酬金	<p>イ 事件が精算により終了したとき</p> <p>(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額（債務の弁済に供すべき資産の価額。以下同じ）につき</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">500万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">15%</td> </tr> <tr> <td>500万円を超え1000万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">10%+25万円</td> </tr> <tr> <td>1000万円を超え5000万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">8%+45万円</td> </tr> <tr> <td>5000万円を超え1億円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">6%+145万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超える場合</td> <td style="text-align: right;">5%+245万円</td> </tr> </table> <p>(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 80%;">5000万円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">3%</td> </tr> <tr> <td>5000万円を超え1億円以下の場合</td> <td style="text-align: right;">2%+50万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超える場合</td> <td style="text-align: right;">1%+150万円</td> </tr> </table> <p>ロ 事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11-1、11-2の報酬に準ずる。</p> <p>ハ 事件の処理について裁判上の手続きを要したときは、イ、ロに定めるほか、相応の報酬金を受けとることができる。</p>	500万円以下の場合	15%	500万円を超え1000万円以下の場合	10%+25万円	1000万円を超え5000万円以下の場合	8%+45万円	5000万円を超え1億円以下の場合	6%+145万円	1億円を超える場合	5%+245万円	5000万円以下の場合	3%	5000万円を超え1億円以下の場合	2%+50万円	1億円を超える場合	1%+150万円
500万円以下の場合	15%																
500万円を超え1000万円以下の場合	10%+25万円																
1000万円を超え5000万円以下の場合	8%+45万円																
5000万円を超え1億円以下の場合	6%+145万円																
1億円を超える場合	5%+245万円																
5000万円以下の場合	3%																
5000万円を超え1億円以下の場合	2%+50万円																
1億円を超える場合	1%+150万円																
【刑事事件】																	
着手金	それぞれ20万円から50万円の範囲内の額 ※2																

1 起訴前及び起訴後（第一審及び上訴審をいう。以下同じ）の事案簡明な刑事事件	報酬金	起訴前
		不起訴 20万円から50万円の範囲内の額 求略式命令 上記の額を超えない額
		起訴後
		刑の執行猶予 20万円から50万円の範囲内の額 求刑された刑が軽減された場合 上記の額を超えない額
2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
		報酬金
		起訴前
		不起訴 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 求略式命令 20万円から50万円の範囲内の一定額以上
	報酬金	起訴後
		無罪 50万円を最低額とする一定額以上 刑の執行猶予 20万円から50万円の範囲内の一定額以上 求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当額 検察官上訴が棄却された場合 20万円から50万円の範囲内の一定額以上
		着手金
		20万円から50万円の範囲内の一定額以上
3 再審請求事件	着手金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
	報酬金	20万円から50万円の範囲内の一定額以上
4 保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立て	着手金報酬金	依頼者との協議により，被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる
5 告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	着手金	1件につき10万円以上
	報酬金	依頼者との協議により受けることができる

【少年事件】			
1 家庭裁判所送致前及び送致後 2 抗告・再抗告及び保護処分 の取消	着手金	それぞれ 20 万円から 50 万円の範囲内の額 ※2	
	報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 20 万円から 50 万円の範囲内の一定額以上 その他 20 万円から 50 万円の範囲内の額	
【裁判上の手数料】			
事件等（手数料の項目）	分類	弁護士報酬の額（手数料額）	備考
1 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金と別に受けることができる）	基本	20 万円に民事事件の 1 により算定された額の 10%を加算した額	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定める額	
2 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することができない。）	示談交渉を要しない場合	経済的な利益の額が 300 万円以下の場合 10 万円 300 万円を超え 3000 万円以下の場合 1%+7 万円 3000 万円を超え 3 億円以下の場合 0.5%+22 万円 3 億円以上の場合 0.3%+82 万円	
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、民事事件の 2, 6, ないし 8 による	
3 公示催告		2 の示談交渉を要しない場合と同額	
4 倒産整理事件の債権届出	基本	5 万円から 10 万円の範囲内の額 ※ 2	
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者の協議により定める額	

5 簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの）		10万円から20万円の範囲内の額 ※2
【裁判外の手数料】		
1 法律関係調査 （事実関係調査を含む）	基本	5万円から20万円の範囲内の額
	特に複雑又は特殊な事情がある場合	弁護士と依頼者との協議により定まる額
2 契約書類及びこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの 5万円から10万円の範囲内の額
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの 10万円から30万円の範囲内の額
	非定型	経済的利益の額が1億円以上のもの 30万円以上
		基本 経済的な利益が 300万円以下の場合 10万円 300万円を超え3000万円以下の場合 1%+7万円 3000万円を超え3億円以下の場合 0.3%+28万円 3億円を超える場合 0.1%+88万円
	特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額	
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万円を加算する。
3 内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本 1万円から3万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額

	弁護士名の表示あり	基本 3万円から5万円の範囲内の額 特に複雑又は特殊な事情がある場合 弁護士と依頼者との協議により定める額	
6 会社設立等	設立・増減資・合併・分割・組織変更・通常精算	資本額若しくは総資産額のうち高い額又は増減資額が 1000万円以下の場合 4% 1000万円を超え2000万円以下の場合 3%+10万円 2000万円を超え1億円以下の場合 2%+30万円 1億円を超え2億円以下の場合 1%+130万円 2億円を超え20億円以下の場合 0.5%+230万円 20億円を超える場合 0.3%+630万円 ※最低額は合併又は分割については200万円，通常精算については100万円，その他の手続については10万円とする。	
7 会社設立等以外の登記等	申請手続	1件 5万円 ※事案によっては増減できる。	
	交付手続	登記簿謄抄本，戸籍謄抄本，住民票等の交付手続は， 1通につき1000円	
8 株主総会等指導	基本	30万円以上	
	総会準備も指導する場合	50万円以上	
9 現物出資等証明（商法第173条第3項等及び有限会社法第12条の2第3項等に基づく証明）		1件 30万円 ※出資等にかかる不動産価格及び調査の難易，繁簡等を考慮して増減額できる。	
報酬の種類	区分	弁護士報酬の額	備考
日当	半日	3万円以上5万円以下	
	一日	5万円以上10万円以下	